

群馬大学医学部附属病院運営会議規程

平成20. 4. 1 制 定

改 正 平成30. 4. 1 令和元. 11. 5

令和 4. 4. 1 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院規程（以下「病院規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院運営会議（以下「運営会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営会議は、病院の医療提供機能、教育研修機能及び研究開発機能を達するための基本的計画に関する重要事項について審議するほか、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 運営方針に関すること。
- (2) 中期目標・中期計画に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 人員配置に関すること（事務職員を除く。）。
- (5) 施設の設置及び廃止に関すること。
- (6) その他病院の管理運営に関する重要事項

(組 織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長
- (3) 病院長補佐
- (4) 臨床主任会議から選出された医師又は歯科医師 3人
- (5) 薬剤部長又は副部長 1人
- (6) 検査部、放射線部、リハビリテーション部及び臨床工学部から選出された医療系技術職員
若干人
- (7) 看護部から選出された看護職員 1人
- (8) 事務部長
- (9) その他病院長が必要と認める者 若干人

2 前項第4号、第6号、第7号及び第9号の者の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項第2号及び第3号の者は、第4号、第5号及び第7号の者を兼ねることができる。

(議 長)

第4条 運営会議に議長を置き、病院長をもって充てる。

2 議長は、運営会議を主宰する。

3 議長に事故あるときは、副病院長がその職務を代行する。

(病院顧問等の出席)

第5条 病院規程第3条の4に規定する病院顧問は、必要に応じ運営会議に出席し、意見を述べる事ができる。

2 前項のほか、運営会議が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(会 議)

第6条 運営会議は、原則として月1回開催する。ただし、第3条第1項各号に掲げる者から発議があった場合は、随時開催することができる。

2 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項の周知)

第7条 運営会議で審議した事項は、病院規程第5条第1項に規定する臨床主任会議を通じて院内に周知するものとする。ただし、病院長が周知することが適切でないとする事項については、この限りではない。

(作業部会)

第8条 運営会議に、第2条に掲げる事項について具体的に検討するため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の構成員は、病院長が指名する教職員をもって充てる。

(事 務)

第9条 運営会議の事務は、総務課において処理する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、運営会議に関して必要な事項は、病院長が別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、病院長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。